

市税に係る減免措置調査票

		所属名	ゆとりとみどり振興局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	児童遊園の用に供する固定資産	
		条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 4 号	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 児童遊園については、都市公園法第2条第1項に規定されている都市公園を補完するという位置付けのもと、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資することを目的として設置されている。 (2) 支援の必要性(理由) 都市公園を補完するという位置付けで設置されているものであることから、行政としての財政的支援は必要不可欠なものである。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		児童遊園は都市公園を補完するという位置付けで設置されているものであるが、実際に児童遊園を管理運営している運営委員会については、地域のボランティアで構成されている実態がある。このことから行政としての財政的支援は必要であると考え。また、児童遊園のうち約3割は民有地であり、固定資産税の減免措置がなくなれば、結果として、その多くが廃園せざるを得なくなると考えられ、「児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資する」という当初の目的が達成できなくなる可能性があることから、市税の減免措置による支援については引き続き必要であると考え。	

ヒアリングにおける意見等の要約

都市公園を補完する公園の所管については、今後どうなるのか？また、区長権限との関係は？

児童遊園の整備・運営については、新区長の権限のもと実施される方向で調整を進めている。また、施設のあり方としては児童遊園にとらわれず、地域の実情に合った有効な活用方法を検討していくことが地域にとっても有用でないかと考えている。